

医療廃棄物等収集運搬及び処分業務委託仕様書

社会福祉法人^{恩賜財団}大阪府済生会茨木病院

1. 目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令に従い、社会福祉法人^{恩賜財団}大阪府済生会茨木病院（以下「甲」という。）の排出する医療廃棄物の収集運搬及び処分を、受託者（以下「乙」という。）が受託し、適正に処理することを目的とする。

2. 委託業務名

社会福祉法人^{恩賜財団}大阪府済生会茨木病院 医療廃棄物等収集運搬及び処分業務

3. 履行期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日（3年間）

4. 委託業務対象施設概要

(ア) 履行場所 大阪府茨木市見付山2丁目1番45号

社会福祉法人^{恩賜財団}大阪府済生会茨木病院

(イ) 構造 鉄骨造（耐震構造）

(ウ) 規模 地上7階、地下1階

(エ) 敷地面積 10,703.06㎡

(オ) 延床面積（病院本体）17,423.87㎡

5. 業務内容

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守して医療廃棄物の収集運搬を行う。

- (1) 甲から発生する感染性廃棄物等は関係法令等を遵守のうえ、適正に収集運搬する。
- (2) 甲から発生する感染性廃棄物等を許可された施設で適正に処分する。
- (3) 上記許可事項に変更があった場合は、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可書の写しを提出する。
- (4) 感染性廃棄物の処理は、関係法令を遵守のうえ、適正に焼却（溶融）処理し、焼却（溶融）処分後の残渣物は、埋立て処分するものとする。
- (5) 非感染性廃棄物の処理についても、関係法令を遵守のうえ、適正に焼却（溶融）処理し、焼却（溶融）処分後の残渣物は、埋立て処分するものとする。
- (6) 作業を行う際は、病院の指示に従い、施設の破損や災害の防止に努める。

6. 廃棄物の種類

甲が乙に委託する医療廃棄物は以下のとおりとする。

- (1) 感染性廃棄物（鋭利なもの） ペール缶20L・40L
ペール缶40Lは感染性廃棄物（液状泥状の血液）にも準用
- (2) 感染性廃棄物（鋭利でないもの） 段ボール50L
- (3) 非感染性廃棄物（廃プラスチック類） 段ボール40L
- (4) 非感染性廃棄物 100Lビニール袋

7. 処理予定数量

甲が乙に委託する年間予定数量は以下のとおりである。

- (1) 感染性廃棄物（鋭利なもの）
ペール缶20L 1264個
ペール缶40L 391個
- (2) 感染性廃棄物（鋭利でないもの）
段ボール50L 9480個
- (3) 非感染性廃棄物（廃プラスチック類）
段ボール40L 193個
- (4) 非感染性廃棄物
100Lビニール袋 750個 (平成30年度実績より算出)

8. マニフェスト

- (1) 甲、乙は上記6. の医療廃棄物の収集・運搬及び処分につき、医療廃棄物の種類・数量等を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）による業務確認を行う。
- (2) マニフェストは業務委託料に含まれ、乙が甲に必要量提供する。
- (3) 今後、法令の改定等により電子マニフェストによる管理運用が予定されるため、乙も廃棄物の収集運搬及び処分につき、電子マニフェストによる記録が可能とすること。

9. 廃棄物梱包容器等の提供

- (1) 廃棄物梱包容器は業務委託料に含まれるものとし、必要量を提供する。
- (2) それぞれの廃棄物梱包容器にはバイオハザードマークが表示されていることとする。
- (3) 梱包容器の仕様は以下のとおりとする。
 - ア ペール缶20L ペダル式スタンド「出光ユニテック株式会社製メディペールM-20用スタンド」対応品とする。
 - イ ペール缶40L ペダル式スタンド「出光ユニテック株式会社製メディペールM-40用スタンド」対応品とする。
 - ウ 段ボール50L 現行寸法（幅400mm×高さ400mm×奥行330mm）と同規格のものとする。
 - エ 段ボール40L 現行寸法（幅320mm×高さ420mm×奥行320mm）と同規格のものとする。

* 段ボール50L40Lに使用する内ビニール袋および100Lビニール袋も委託料に含む。

* 段ボールホルダーは関西通商オリジナルホルダーを使用しており、ストッパー機能の有無を選択の上、契約締結時に15個の入替が必要となり、乙はこれを負担するものとする。（契約期中の破損等による交換は甲が負担する。）

10. 責任

乙は甲から委託された医療廃棄物を、受入れから処分の完了まで、法令に基づき適正に管理する責を負う。この間に発生した事故は、その責任が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負うものとする。

11. 資格等

乙は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、甲にかかる処理に関するすべての許可を受けた業者でなければならない。

乙は甲が委託した医療廃棄物の処分について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、甲にかかる処理に関する全ての許可を受けた業者に行わせることができる。

入札後、第一交渉権者となったものは契約締結より前に下記書類を速やかに提出すること。

- ①環境／CSR報告書
- ②従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組等に関する研修・教育の実施計画（直前2年度分）
- ③優良産廃処理業者認定制度の認定業者であることを証する書類
- ④電子マニフェストシステムへの加入証
- ⑤国税（法人税）の納税証明書写し
- ⑥社会保険料納付確認書の写し（直前1年度分）
- ⑦労働保険料納付確認書の写し（直前1年度分）
- ⑧何らかの理由により、収集運搬及び処分の業務が不可能となった場合に、責任をもって代替業者を手配出来ることを示す書類（履行保証証明もしくは履行保証契約書の写）

12. 契約内容

- (1) 収集回数…収集回数は週3回とし、祝日の場合は別途相談の上決定する。
但し、年末年始や大型連休については別途相談の上決定する。
- (2) 支払方法…月末締め翌月払い
- (3) 収集・運搬および処理に要する全ての金額を記載し、年間予定数量に各単価を乗じ、契約期間合計の金額（税抜）で入札し、予定価格の制限の範囲内で最低の合計金額をもって入札したものを落札者とする。
- (4) 年間の予定数量に変動があり、不確定なため、入札後は単価契約とする。
- (5) 医療廃棄物収集運搬及び処理業務委託料については、収集運搬費、処理費、廃棄物の梱包容器代等およびマニフェストを含んだものとする。
- (6) 廃棄物の梱包容器の仕様は上記の通りとするが、甲もしくは乙の都合により容器を変更する

場合には、協議の上適宜変更できるものとする。

13. 業務遂行注意事項

委託業務実施にあたっては、次のことに注意しなければならない。

- (1) 委託業務の実施にあたっては、関係法令および済生会法令遵守規程を遵守しなければならない。
- (2) 搬出物の取り扱いに十分注意するものとする。
- (3) 事故等にくれぐれも留意し安全配慮を怠らないこと。
- (4) 病院業務等に支障を及ぼさないこと。また、業務に支障のおそれがあるときは事前に委託者へ連絡すること。
- (5) 作業にあたっては、服装、用具を整え、事故防止に努めること。
- (6) 目的に沿うよう計画を立て、確実に実施すること。
- (7) 異常を発見した場合、若しくは予測された場合は、直ちに報告し甲の指示を受けること。
- (8) 乙は、甲の求めに応じ、必要な情報及び資料の提供を行わなければならない。
- (9) 乙は、実績と当仕様書記載の年間予定数量との間に増減があっても甲に異議を申し立てることができないものとする。

13. 負担区分

- (1) 業務に要する物品等は全て乙の負担とする。
- (2) 業務に係る諸経費は乙の負担とする。
- (3) 業務に要する工具類は乙の負担とする。
- (4) 上記以外については、甲と乙との協議により定める。

14. 受託者の責務

- (1) 乙は、病院内において知り得た情報を外部に漏らしてはならない。この事項は、乙がこの業務を解かれた後も持続するものとする。
- (2) 乙は、常に従事者の健康に注意し、伝染病の疾患に感染した者を業務に従事させてはならない。また伝染病予防対策について甲が指示する事項に協力すること。
- (3) 乙は、礼儀正しく品行に慎み、常に清潔にし、応接にあたっては懇切丁寧を旨とする。
- (4) 乙は、従事者に対して業務受託上必要とする教育訓練を実施し、業務の履行に支障を来さないよう万全を期さなければならない。
- (5) 病院内並びに病院敷地内は全面禁煙である為、従事者もこれに従うこと。
- (6) 乙は、甲との業務委託契約に対する賠償責任保険に加入しなければならない。

15. その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲と乙が都度協議の上、決定するものとする。